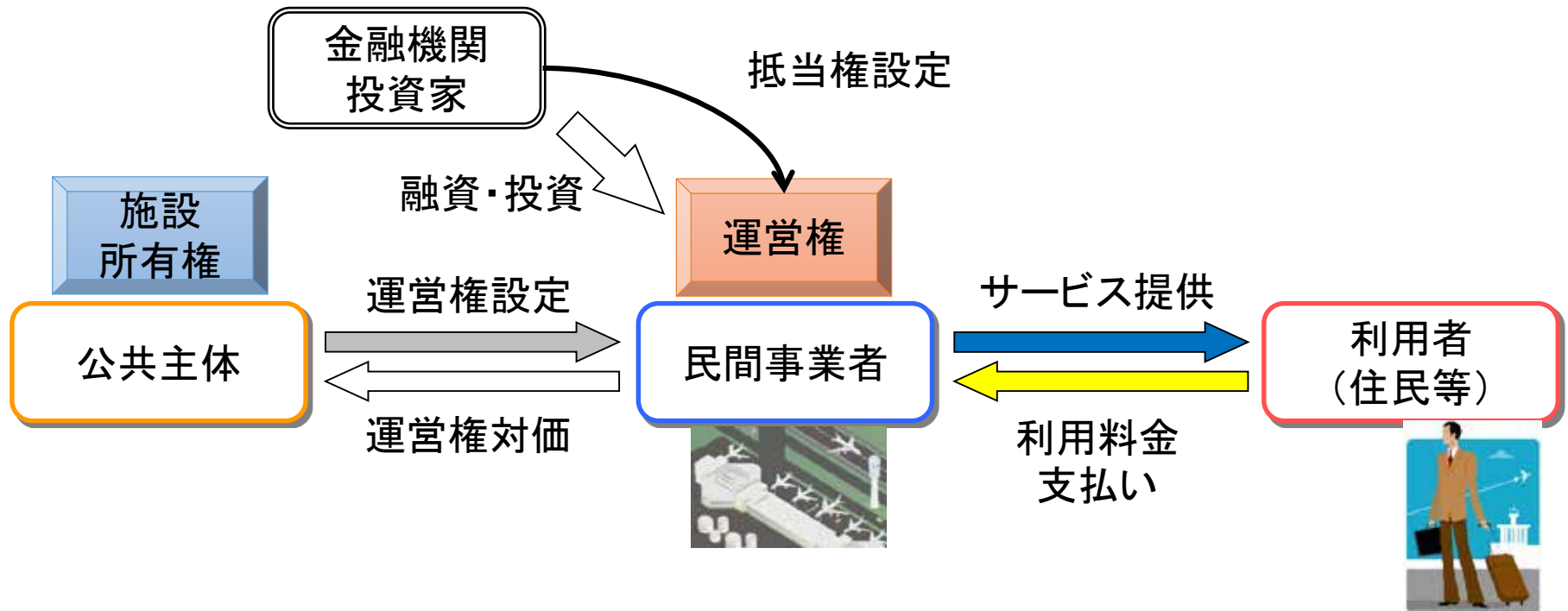


- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



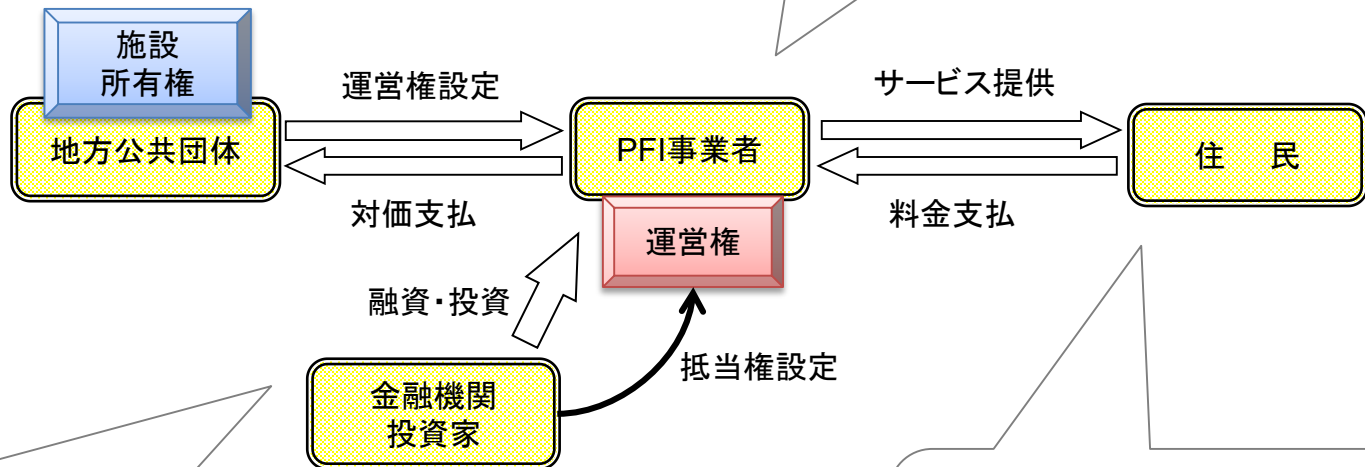
公共施設等運営権の導入メリット

《地方公共団体のメリット》

- ・運営権設定に伴う**対価の取得**
- ・民間事業者の技術力や投資ノウハウを活かした**老朽化・耐震化対策の促進**
- ・技術職員の高齢化や減少に対応した**技術承継の円滑化**
- ・施設所有権を有しつつ**運営リスクの一部移転**

《民間事業者のメリット》

- ・「官業解放」による**地域における事業機会の創出**
- ・事業運営・経営についての**裁量の拡大**
- ・人口減少や高齢化に対応した一定の範囲での**柔軟な料金設定**
- ・抵当権の設定による**資金調達の円滑化**



《金融機関・投資家のメリット》

- ・(抵当権設定が可能となり、)**金融機関の担保が安定化**
- ・(運営権が譲渡可能となり、)**投資家の投資リスクが低下**

《住民のメリット》

- ・事業者による自由度の高い運営が可能となり、**低廉かつ良好なサービスを享受**